

## 令和4年度佐倉市指定管理者審査委員会現地見学記録

|       |                                                     |                            |
|-------|-----------------------------------------------------|----------------------------|
| 日時    | 令和5年3月24日（水）午前9時50分～午前11時40分                        |                            |
| 場所    | 佐倉市南部児童センター<br>佐倉市佐倉老幼の館・佐倉老幼の館学童保育所<br>佐倉市佐倉東学童保育所 |                            |
| 出席委員  | 八木直人（委員長）、櫻田孝（副委員長）、室谷利子、吉光孝一                       |                            |
| 施設所管課 | こども保育課                                              | 室岡主査、春田主任主事                |
| 事務局   | 資産経営課                                               | 渡部課長、橋本副主任、飯塚主査、<br>金田主任主事 |

### 1 現地見学

- ・令和5年度の審査対象となる児童センター及び学童保育所の見学を行った。
- ・各施設において、施設の基本情報、設置目的、経緯、利用状況、管理運営状況等について施設所管課から説明の後質疑。

### <質疑・意見等>

（○：委員質疑 ◎：委員意見 →：施設所管課・指定管理者回答）

### （1）佐倉市南部児童センター外8学童保育所の概要説明

#### ～南部児童センター

- 共用部分の維持管理については、指定管理者が行っていると理解しているが、事業者が変わっても同様か。  
→その通り。
- 指定管理者制度導入前と比べ利用者が大きく減少しているようだが、新型コロナウイルスの影響か。  
→その通り。利用制限を行っていたこともあり、利用者数は大きく減少した。
- 令和元年度の利用者はどの程度か。  
→約2万6千人。指定管理者制度導入前と同等の水準。

## **(2) 佐倉市佐倉老幼の館外5学童保育所の概要説明**

○小学校は全部で何校あるのか。

→23校。

○佐倉学童は対象が1～3年生とのことだが、4年生以降は。

→佐倉老幼の館学童に行く。

### **～佐倉老幼の館・佐倉老幼の館学童保育所**

○指定管理者の業務として、高齢者も対象になっているのか。

→地域との交流の一環として含まれている。

○高齢者が施設を利用した際に怪我をした場合の対応は。

→市に責任があれば市の保険が適用となるが、利用者の過失であれば対象外となる。

○「老幼の館」というのは児童センターとは違うのか。

→名称が異なっているが、児童センターと同じである。

### **～佐倉東学童保育所**

○外階段から上がって入ってきたが、緊急時の避難路はどのようになっているか。

→昇降口など学校の避難路を使用する。